

## 七飯町地域公共交通活性化協議会副会長及び監査員

(任期：令和3年3月1日から令和5年3月31日まで)

## 1 副会長 1名

1 1号委員 住民又は利用者を代表する者

七飯町本町地区町内会連合会 会長 櫻井 宏 三

## 2 監査員 2名

(1) 1号委員 国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長の指定する職にある職員

国土交通省北海道運輸局函館運輸支局 首席運輸企画専門官 酒井 周一

(2) 3号委員 北海道渡島総合振興局長の指定する職にある職員

北海道渡島総合振興局地域創生部地域政策課新幹線推進室長 槇塚 貴稔

## ※参考（七飯町地域公共交通活性化協議会規約第4条から第8条までの条文抜粋）

(組織)

第4条 (略)

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 委員のうち、行政機関の職員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、七飯町副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員が互選する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、委員が互選する。

2 監査員は、協議会の会計監査を行う。

3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。